平成２７年（フ）第９９号
神奈川県平塚市横内3931番地　県営横内アパート２―101
債務者　安達　利雄
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１００号
神奈川県秦野市本町３丁目13番11の304
債務者　板垣　紀子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１７２号
青森県弘前市大字石渡２丁目５番地10
債務者　神　　年
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第３１号
青森県弘前市大字桜ケ丘５丁目４番地　市営住宅Ｆ―204号
債務者　中村あゆみ
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１１１号
神奈川県足柄上郡大井町金子669番地８
債務者　戸叶与士孝
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３９５号
名古屋市天白区植田山３丁目1701番地　クレール東山207号
債務者　森川　揮康
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６０号
熊本市北区龍田４丁目30番28―305号　シゲタビルⅡ
債務者　時任　孝子
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１２９号
熊本市北区池田３丁目１番28号　コーラルハイツ101号
債務者　鮫島　美涼
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５５号
熊本県上益城郡益城町大字小池3001番地１
田口方
債務者　芦塚　友輔
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５７号
熊本市中央区世安町578番地
債務者　山本　浩士
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５８号
熊本市中央区世安町578番地
債務者　山本智恵子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５９号
熊本市北区清水万石４丁目10番83号　清水ハイツ207号、前住所熊本市中央区世安町578番地
債務者　山本　竜也
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２７年（フ）第１０号
川崎市幸区古市場２丁目111番地13　ミヤモリ荘101
破産者　小野　なか（旧姓大塚）
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２号
富山県中新川郡立山町道源寺600番地　釜ヶ渕町営住宅１Ｂ―301
破産者　佐伯　陽子
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９５号
石川県小松市串町庚10番地２　カーサフェリーチェ202号室、従前の住所石川県加賀市湖城町１丁目19番地
破産者　松原　　崇
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第２号
長野県松本市野溝木工１丁目９番12号　メゾンシャルム102
破産者　野本未貴江（旧姓小川）
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２４２号
三重県四日市市南いかるが町18番13号
破産者　藤谷　宏美（旧姓田中）
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２６年（フ）第２５９号
三重県四日市市大池町61番地、住民票上の住所三重県桑名市参宮通21番地
破産者　内藤　友晴
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第５号
三重県四日市市小林町3018番地11
破産者　岡田はるみ
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係